

太 地 町 教 育 大 綱

～かしこくて、丈夫で、思いやりのある子どもの育成～

令和 8年10月

太 地 町

1 大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて教育基本法に規定する基本的な方針を参酌して、町長が総合的な教育施策の目的や方針を定めたものである。

2 教育に関する基本方針

本町では学校教育の基本方針「かしこくて、丈夫で、思いやりのある子どもの育成」に沿い、時代に対応できる能力と個性を伸ばすとともに、健康で、広い視野と郷土愛、思いやりの心を持った子どもたちを育てます。

「子どもたちを、学校と地域が一体となり育てる町 太地」の基本目標のもと、家庭や地域社会、学校が互いに連携し、社会生活を送る上で必要な規範や教養を身につけ、たくましく生きて行ける人材の育成に努めます。

町民が心豊かな人生を送れるよう、生涯学習の環境づくりを公民館活動を中心に進めます。

社会教育の充実を通じて、人権尊重のまちづくりや、青少年の健全育成を図ります。

家庭や地域の教育力向上に向けた、保護者向け研修や学びの場の充実を図ります。

すぐれた芸術・文化に接する機会の拡充を通じ、生活の潤い、郷土愛の醸成、文化意識の高揚を図ります。

「太地の語り部」育成などを通じ、町民による伝統文化継承の気運を高めます。

広報・PR や、学生・研究者の受け入れ推進などにより、本町の歴史・文化と町外在住者との接点を増やします。

3 大綱の対象期間

この大綱が対象とする期間は、第6次太地町長期総合計画（前期）を受け、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4-1 学校教育における現状と課題

- ・学校教育全般として、確かな学力の定着に向け、基礎的・基本的な知識や技能基盤に「自ら学ぶ力」を育成することが必要です。また、学校行事や学級活動の充実を図り、一人ひとりを大切にお互いを認め合える集団づくりを推進し、子どもそれぞれの自己表現を支援していくことも必要です。これらに加えて、様々なボランティア体験や課外活動を通じて、本町の歴史や文化・伝統を学習し、郷土愛を育てる教育を引き続き推進することも大切です。
- ・特別支援教育や早期からの支援に対する保護者の理解を得る必要があります。多様な障がいとそれに対応できる教育ニーズを的確に把握し、一人ひとりの個人に応じた指導、支援の充実を図ります。また、これらの多様な障がいへの理解と啓発を進めるとともに、教職員研修や教育相談体制の充実を図ります。
- ・複雑化するいじめや不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。これらの問題を解決するためには、学校や保護者、関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・小・中学校の子どもたちは、素直で明るく、指示されたことにはまじめに取り組む姿勢が見られる一方で、自ら考えて行動する力や主体的に物事に取り組む積極性に課題があります。
小学校では「次は何をするの?」「これをしてもいいですか?」といった指示待ちの傾向が強く、自分で判断して行動する力の育成が求められます。
中学校では、長年同じ集団で生活してきたこともあり、積極性や意欲的に挑戦する姿勢が十分に育っていない状況が見られます。
- ・視野を広げ、国際感覚を養うためにも、姉妹都市との交流や情報通信技術教育を引き続き推進する必要があります。
- ・本教育の本質は人格の形成にあると考えます。教育現場においては、「不易と流行」という言葉があるように時代の流れにより変えていかなければならない「流行」の部分と絶対に変えてはならない「不易」の部分があります。近年、教員の生徒指導力の低下が懸念されていることから、児童、生徒に対して物事の良し悪しを適切に、時には厳しい姿勢で指導することができる教員の養成が急がれます。

4-2 学校教育における主要施策

(1) 幼児教育の充実

① 教育内容の充実

小学校及び中学校との連携、園における養護、家庭との連携、地域との連携を強化しながら年齢別に指導目標を定めて、子ども一人ひとりの自立の芽生えを育てていきます。

② 親の子育て力の育成

親の子育て力の育成を図るため、保護者への指導に関する保育者の資質の向上に努めるとともに家庭訪問、保育参観、家庭教育学級、園便り等の機会に、園と家庭、家庭どうしの連携を密にする取組をさらに進めます。

③ 太地こども園、家庭、地域等との連携強化

地域の方や保護者が日頃の園児の活動にも気軽に参加できるよう、また子育て全般の支援や情報提供が行えるよう、開かれた施設にするための取組を進めます。PTA 活動や行事を通じて、園、家庭、地域等が互いに連携して子育て支援に取り組む、地域に密着した園を目指します。

(2) 小・中学校教育の充実

① 子どもたちが喜んで登校できる学校づくりと地域と連携した教育環境の充実

子どもたちが元気に喜んで登校する学校であるために、先生と子どもたちが尊敬と親しみを持ち、また、学校と地域や保護者が協力し合えるよう取組を進めます。安全に登校できる学校であるために、大規模災害を想定した避難路の確認、登下校時の安全の確保などを継続します。

学校部活動（クラブ活動）の地域展開を見据え、地域全体で支える支援体制の整備（指導者担い手不足の解消を含め）を進めるとともに、関係団体や他地域との広域連携を深め、子どもたちが安心して活動できる環境づくりを推進していくことが求められています。

② 道徳の推進

郷土の自然、人、施設等を活かした豊かな体験活動を通して、礼儀正しく、命や自然を大切にし、誰にでも思いやりを持って接し、働くことの大切さを知るなど、道徳的実践力が身につく教育を推進します。

③ 人権教育の推進

学校、学級での人間関係づくりや福祉施設の訪問等を通して人権意識を涵養（かんよう）し、様々な人権問題に対して積極的に問題解決しようとする子どもたちを育てます。同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権への理解を深め、正しい認識を持てる人権教育を進めます。

④ 課外活動の充実

経験豊かなお年寄りとのふれあいを通じて温かい心を育てるため、老人ホーム等福祉施設でのボランティア体験等をさらに推進します。また、工場見学や漁業体験など社会体験学習等の課外授業の充実を図り、地域社会との連携を強める教育を進めます。

⑤ 高度情報化社会に対応する教育の推進

高度情報化社会に対応できるよう、ICT等の先端技術を学ぶ機会を確保し、子どもの発達段階に応じた基礎的な技能や資質の育成を図ります。また、知らぬうちに自身が被害者・加害者になることがないように、情報モラルの育成にも努めます。

⑥ 国際理解教育、語学教育の充実

視野を広げ国際感覚を養うため、外国人講師による語学教育の充実、友好姉妹都市オーストラリア・ブルームへの生徒派遣事業・交流事業による歴史・伝統・文化の相互理解を深める教育の充実に取り組みます。また「在米太地人系クラブ」との交流について今後取組を進めます。

⑦ 郷土愛の育成

郷土の自然、人、施設等を活用した体験活動やくじら学習、移民学習を通して、自然、歴史、文化等を大切にし、郷土を愛する豊かな心の育成に努めます。

⑧ 食育の推進

「食」に感謝する心を育成するとともに、生涯にわたって健全な心と体を培っていくために必要な「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる食育を推進します。

また、給食の完全無償化を実施しています。

⑨ 中学生思春期教室

中学生を対象に人間の性等について講話、妊婦体験やふれあい体験を行うことにより、生命の尊さや思春期の心と体、妊婦・出産に関する学習機会の充実を図ります。

⑩ 教材・教具補助事業

児童・生徒を持つ家庭を支援し、すべての子どもが等しく教育の恩恵を受けられるよう、小・中学校の教材・教具の無料化を実施しています。

5-1 社会教育における現状と課題

- ・地域コミュニティが希薄化し、となり近所同士のつながりも徐々に失われている傾向にあります。本町の社会教育の基本方針は、「町民のニーズに対応する環境整備」「人と人との繋がりが実感できる地域づくり」です。町民が豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通じて自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力がある町づくりを推進していく必要があります。
- ・本町では、公民館が学習活動の拠点及びコミュニティセンターとしての役割を担っていますが、今後もより多くの人に生涯学習に取り組んでもらえるようにするためには、事業の充実や広報活動を強化させる必要があります。
- ・町民の自主的な活動は、社会教育の側面から見ても大切なことであり、町としてその活動を支援していくことが重要です。また、社会教育に携わる指導員の育成にも努める必要があります。
- ・人権意識の醸成や青少年の健全育成をしていくうえにおいても、社会教育の果たす役割は大きいものがあります。生涯学習のテーマとして人権教育や男女共同参画社会に関する学習などの機会を充実させる取組や、青少年センター、補導員等との連携で、青少年の非行防止に努めていくことも重要です。

5-2 社会教育における主要施策

(1) 生涯学習の推進

① 生涯学習機会の充実

町民の興味関心事など様々な学習ニーズを的確に把握し、公民館等が開催する講座や各種教室の多様な編成に努め、お年寄りの参加を推進するなど、学習機会の充実を図っていくとともに、コミュニティ活動やボランティア活動の拠点として公民館の機能を高めるよう努めます。

② まちづくり活動への支援

道路や海岸、地域の美化・清掃、歩道や公園などの景観保全活動を行う団体等、自主的なまちづくり活動を行う団体等を支援し、活動の輪の拡充を推進します。

③ 指導員等の育成・強化

社会教育に携わる指導員（社会教育主事を補佐）や教員の確保と研修機会の拡充や研修内容の充実を図り、資質の向上に努めます。

④ 学習グループ等の育成

自主学習グループや生涯学習関係団体の育成と活動の支援に努めます。

(2) 人権教育の推進

① 学習機会・研修機会の拡充

町民が、生涯学習の必須のテーマとして、人権学習や実践活動に取り組めるよう、公民館等における講演会など、学習機会・研修機会の拡充と内容の充実を図ります。

② 人権や男女共同参画の意識の高揚啓発

あらゆる機会を通じて、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など様々な人権等への理解を深めるため、人権や男女共同参画の意識の高揚と啓発に努めます。

(3) 青少年の健全育成

① 育成環境づくりの推進

「ユークラブ」「茶道教室」などの学習・スポーツ活動の活性化を図るとともに、青少年センター等関係機関と協力して家庭、地域、学校が一体となった育成環境づくりに取り組みます。

② 啓発活動の推進

家庭教育学級など青少年の健全育成について、保護者の自覚を高める啓発活動をさらに推進します。

③ 非行防止の推進

青少年センターや補導員等との連携を図り、啓発活動の実施などにより、問題行動をする児童・生徒の早期発見を推進し、青少年の非行防止に努めます。

④ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域における教育力を総合的に高めるため、保護者の教育力向上に資する研修や学びの場を充実させるとともに、ボランティア人材による公民館等での世代間交流の機会を広げていきます。

6-1 文化の振興における現状と課題

- ・人々の芸術・文化に対する関心が高まりをみせる中、本町では公民館を拠点とした様々な芸術・文化活動が行われています。一方、本町には伝統的な祭りや行事、古式捕鯨から始まる貴重な文化があり、これらを後世に引き継いでいけるのは、町の文化に対する豊かな感性を持った太地の「ひと」にほかなりません。今後とも町民の文化意識の高揚を図り、文化の保存・継承への理解と認識が深まるような環境を整えていく必要があります。
- ・貴重な文化財の保護や保存、歴史の継承は町の責務です。古式捕鯨に係る県指定・町指定の文化財や埋蔵文化財など、有形・無形の文化財を保護し、継承していくことが重要となりますが、これらに携わる人材の育成が課題となっています。
- ・本町に伝わるくじらにまつわる祭や行事は、他の土地では見ることでできない独特の地域文化であり、大切に守り、育てていく必要があります。

6-2 文化の振興における主要施策

(1) 文化の振興

① 文化意識の高揚

文化講座、講演会、総合展示会、展覧会、音楽会、野外活動の開催など、公民館活動のさらなる充実を図り、町民の文化意識の高揚に努めます。

② 伝統文化の継承と保存

各地に残る伝統的な祭や行事は貴重な文化資源であり、次の世代に伝えていくために、民芸保存会や学校の課外授業などを活用した、高齢者と児童・生徒との交流機会を増やすなど、青少年への伝承を推進します。

③ 文化財の保存及び啓発の推進

貴重な文化遺産の保存や管理に関する町民の理解と認識を深めるための学習講座の充実を図るとともに、町内外に歴史や文化財等の魅力を広く紹介する広報・PRの充実を図っていきます。

④ 歴史的資料の収集と活用

捕鯨から移民まで、様々な本町の歴史を後世に伝えるため、個人が所有している歴史的な資料の収集に努め、企画展などによる活用を図ります。

⑤ 学生・研究者支援事業

太地町に関する研究を行う研究者や学生（卒論やゼミ旅行等）を積極的に誘致・受け入れしていきます。また、受け入れにあたり、鉄道を利用し町に来た学生への支援等を検討します。